

平成30年12月25日

岩手県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局岩手運輸支局

事業用自動車の飲酒運転防止の徹底について

標記について、事業用自動車の飲酒運転防止については、あらゆる機会を通じて徹底を図ってきたところでありますが、東北運輸局管内において9月以降、立て続けに貨物自動車運送事業者の運転者による飲酒運転を伴う事故が3件発生し、そのうち1件は、岩手運輸支局管内の事業者によるものでした。

事実関係については調査中ではありますが、運転者が遠隔地での休息中、又は対面点呼後の乗務中に飲酒が行われていたとの報告を各運輸支局では受けています。

また、自動車運送事業者は飲酒運転を伴う事故が発生した場合、速やかに管轄の運輸支局長へ報告しなければならないにもかかわらず、公安委員会からの通報により発覚するまでの間、速報がなされませんでした。

事業用自動車の安全かつ確実な輸送は自動車運送事業者の当然の責務であり、社会的にその行為を強く禁じられている飲酒運転が依然として後を絶たない状況は、自動車運送事業の信頼を著しく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

つきましては、同種事案の再発防止のため、特に下記事項について了知されるとともに、年末年始を迎え飲酒の機会が多くなることも考えられることから、改めて輸送の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

記

1. 点呼の厳正な実施

- (1) 点呼の実施にあたっては、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確実に確認すること。

(2) 特に遠隔地における点呼でのアルコール検知器の適切な使用を徹底するとともに、酒気帯びの有無を確実にチェックできる管理体制や手法を構築すること。

## 2. 運転者に対する指導監督の徹底

乗務中における飲酒の禁止を徹底し、酒気帯び運転の危険性やアルコール依存症の危険性、法令遵守等について計画的かつ継続的に教育を実施するとともに、運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い、飲酒習慣のある運転者に適切な指導を行うこと。

## 3. 事故速報の徹底

自動車事故報告規則第4条第1項各号に掲げる事故が発生した際には、24時間以内においてできる限り速やかに管轄する運輸支局長に速報すること。

### 自動車事故報告第4条（速報） 抜粋

事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第1項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する事故（旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（以下「旅客自動車運送事業者等」という。）が使用する自動車が引き起こしたものに限る。）
- (2) 第2条第3項に該当する事故であつて次に掲げるもの
  - イ 2人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、1人）以上の死者を生じたもの
  - ロ 5人以上の重傷者を生じたもの
  - ハ 旅客に1人以上の重傷者を生じたもの
- (3) 第2条第4号に該当する事故
- (4) 第2条第5項に該当する事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）
- (5) 第2条第8号に該当する事故（酒気帯び運転があつたものに限る。）